

基幹統計調査に係る書面調査票

資料 3-2

基幹統計調査の名称	平成 26 年全国消費実態調査
府省庁等名（担当課室名）	総務省統計局統計調査部消費統計課

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック（■）を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成 31 年 2 月末時点において確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

1 統計調査に係る基本的事項

①作成プロセスの概要	調査対象の範囲	地理的範囲 [■全国 □一部地域 ()] 属性的範囲 [■世帯・個人 □企業・法人 □事業所 □その他 ()]																																																																																								
	全数調査・標本調査の別等	<input type="checkbox"/> 全数調査 <input checked="" type="checkbox"/> 標本調査 [■無作為抽出 □有意抽出] [母集団情報：平成 22 年国勢調査] <input type="checkbox"/> うち一部の層が全数調査である [全数調査になっている層：]																																																																																								
	調査系統	甲調査 総務省－都道府県－市町村－統計調査員－世帯 乙調査 総務省－都道府県－統計調査員－世帯																																																																																								
	調査票の配布・回収方法	配布	<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他 ()																																																																																							
		回収	<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査 □郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査 □その他 () 他計方式の場合→□																																																																																							
	企画・実査・審査等の実施機関等	◆該当する欄に「●」を付す。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>企画</th> <th>標本抽出</th> <th>実査</th> <th>入力</th> <th>符号付け</th> <th>審査</th> <th>集計</th> <th>公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本府省</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>▲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>▲</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(独)統計センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td>▲</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>スケジュール (直近の調査の実績)</th> <th>H24.8 ～ H26.1 17ヶ月</th> <th>H26.4 ～ H26.8 5ヶ月</th> <th>H26.1 ～ H26.12 12ヶ月</th> <th>H26.9 ～ H27.9 13ヶ月</th> <th>H26.9 ～ H27.9 13ヶ月</th> <th>H26.9 ～ H28.8 24ヶ月</th> <th>H27.3 ～ H28.8 18ヶ月</th> <th>H27.7 ～ H28.10 16ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「スケジュール」欄には、各業務の時期、期間(例：○月から○月まで、○か月)を記載してください。各業務の時期、期間は重複していてもかまいません。 (注) 符号付けは、都道府県では、産業・職業のみ</p>									区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表	本府省	●	●	▲				▲	●	地方支分部局									(独)統計センター				●	●	●	●		都道府県		●	●		▲				市町村		●	●						民間事業者									スケジュール (直近の調査の実績)	H24.8 ～ H26.1 17ヶ月	H26.4 ～ H26.8 5ヶ月	H26.1 ～ H26.12 12ヶ月	H26.9 ～ H27.9 13ヶ月	H26.9 ～ H27.9 13ヶ月	H26.9 ～ H28.8 24ヶ月	H27.3 ～ H28.8 18ヶ月	H27.7 ～ H28.10 16ヶ月								
区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表																																																																																		
本府省	●	●	▲				▲	●																																																																																		
地方支分部局																																																																																										
(独)統計センター				●	●	●	●																																																																																			
都道府県		●	●		▲																																																																																					
市町村		●	●																																																																																							
民間事業者																																																																																										
スケジュール (直近の調査の実績)	H24.8 ～ H26.1 17ヶ月	H26.4 ～ H26.8 5ヶ月	H26.1 ～ H26.12 12ヶ月	H26.9 ～ H27.9 13ヶ月	H26.9 ～ H27.9 13ヶ月	H26.9 ～ H28.8 24ヶ月	H27.3 ～ H28.8 18ヶ月	H27.7 ～ H28.10 16ヶ月																																																																																		
②調査の周期	5 年																																																																																									
③調査票の構成	7 種類 (主な調査票：家計簿 A、世帯票、年収・貯蓄等調査票)																																																																																									

④回収率 の推移	区分	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年																						
	調査対象数(a)	—	—	—	—	56,352																						
	回収数(b)	—	—	—	—	54,208																						
	回収率(b/a)	—	—	—	—	96.2																						
	区分	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年																						
	調査対象数(a)	—	—	—	—	56,806																						
	回収数(b)	—	—	—	—	55,089																						
	回収率(b/a)	—	—	—	—	97.0																						
	◆ 回収数に代替標本が含まれているか → <input checked="" type="checkbox"/> 含まれている <input type="checkbox"/> 含まれていない																											
	(注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施(例:世帯と企業を対象に実施)している場合は、それぞれ分けて作成してください。 2 回収率については、以下により記載してください。 ① 1年未満の周期で行われる調査(月次調査、四半期調査等)は、平成21年～30年の年平均回収率 ② 年次・隔年調査、周期調査(3年周期)は、平成21年～30年における実施年の回収率(未実施年の欄には「—」を記載)。5年周期は、直近2回(平成21年以前となる場合も含む)の回収率																											
⑤予算額	※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット(下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ)																											
<table border="1"> <caption>予算額 (千円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,328,033</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,386</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>9,532</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2,398,826</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>916</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>6,179</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>204,442</td> </tr> </tbody> </table>							年度	予算額	平成21年度	2,328,033	平成22年度	1,386	平成23年度	9,532	平成24年度	0	平成25年度	0	平成26年度	2,398,826	平成27年度	916	平成28年度	6,179	平成29年度	0	平成30年度	204,442
年度	予算額																											
平成21年度	2,328,033																											
平成22年度	1,386																											
平成23年度	9,532																											
平成24年度	0																											
平成25年度	0																											
平成26年度	2,398,826																											
平成27年度	916																											
平成28年度	6,179																											
平成29年度	0																											
平成30年度	204,442																											

2 再発防止に係る取組

① チェック・審査(実査、審査、集計の各段階)	
i) 実査段階におけるチェック	
◆ 調査票の記載内容の確認	
実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組	
調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
■ 調査員調査	<input checked="" type="checkbox"/> 調査員(委託事業者の調査員を含む)・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視

	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 郵送調査	
<input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査 (電子調査票におけるプログラムチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 記入漏れのチェック ⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input checked="" type="checkbox"/> 調査事項の一部 <input type="checkbox"/> レンジチェック <input checked="" type="checkbox"/> クロスチェック <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> その他	(取組内容を記載)

(注)「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ 実施している

↳ システムプログラムによる審査を実施

目視による審査のみ実施 (理由:)

実施していない

↳ (理由:)

(システム・プログラムによる審査を実施している場合)

〔チェックの内容〕

世帯票

全調査事項: 33 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	33/33	22,600	初回チェックカウントリストより算出
	②レンジチェック	6/6	1,000	初回チェックカウントリストより算出
	③クロスチェック	32/32	160,700	初回チェックカウントリストより算出
	その他			
①～③の計		71/71	184,300	

〔チェックの内容〕

家計簿A

全調査事項:5項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	5/5	12,700	初回チェックカウントリストより算出
	②レンジチェック	2/2	107,100	初回チェックカウントリストより算出
	③クロスチェック	5/5	88,200	初回チェックカウントリストより算出
	その他			
①～③の計		12/12	208,000	

〔チェックの内容〕

家計簿B

全調査事項:7項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	7/7	300	初回チェックカウントリストより算出
	②レンジチェック	2/2	128,700	初回チェックカウントリストより算出
	③クロスチェック	7/7	66,400	初回チェックカウントリストより算出
	その他			
①～③の計		16/16	195,400	

〔チェックの内容〕

年収・貯蓄等調査票

全調査事項:5項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	5/5	9,300	初回チェックカウントリストより算出
	②レンジチェック	3/3	6,200	初回チェックカウントリストより算出
	③クロスチェック	5/5	13,800	初回チェックカウントリストより算出
	その他			
①～③の計		13/13	29,300	

〔チェックの内容〕

耐久財等調査票

全調査事項:4項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	4/4	16,500	初回チェックカウントリストより算出
	②レンジチェック	4/4	7,200	初回チェックカウントリストより算出
	③クロスチェック	4/4	7,200	初回チェックカウントリストより算出
	その他			
①～③の計		12/12	30,900	

〔チェックの内容〕

個人収支簿

全調査事項:3項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	3/3	0	初回チェックカウントリストより算出
	②レンジチェック	2/2	100	初回チェックカウントリストより算出
	③クロスチェック	3/3	200	初回チェックカウントリストより算出
	その他			
①～③の計		8/8	300	

〔チェックの内容〕

家計簿C

全調査事項:3項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	0/0	0	
	②レンジチェック	0/0	0	
	③クロスチェック	0/0	0	
	その他			
①～③の計		0/0	0	

(注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項(「チェック有の項目数/全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。

※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。

※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明(初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など)を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の考え方〕

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	家計簿C：目視によるチェック。「個人収支簿」と一体的な集計のため、「個人収支簿」と一体的にシステムプログラムによるチェックを実施
レンジチェック	家計簿C：目視によるチェック。「個人収支簿」と一体的な集計のため、「個人収支簿」と一体的にシステムプログラムによるチェックを実施 そのほか：数値以外を記入させているため
クロスチェック	世帯票：「各種学校・塾」に「通っている/いない」は他の調査項目との関連がないため 家計簿C：目視によるチェック。「個人収支簿」と一体的な集計のため、「個人収支簿」と一体的にシステムプログラムによるチェックを実施

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	該当なし
レンジチェック	該当なし
クロスチェック	該当なし

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

(内容：)

(考え方：)

〔検出されたものの処理について〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

〔 記入された内容や公開情報等から判断のできない内容については、結果数値への影響等を考慮し、可能なものについて、適宜、疑義照会を行っている。 〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ある (内容：)

ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

- チェックの方法、内容ともに定めている
- チェックの方法のみ定めている
- 定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

- ◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか

- 実施している
 - ↳ システム・プログラムによるチェック
 - 目視によるチェックのみ実施（理由： _____）
- 実施していない
 - ↳ （理由： _____）

（システム・プログラムによるチェックを実施している場合）

（「実施している」場合、該当するものすべてにチェック）

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算（表内で論理矛盾がないか）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 →339 表/339 表 <input type="checkbox"/> 無	
表間照合（表間で論理矛盾がないか）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 →339 表/339 表 <input type="checkbox"/> 無	
時系列チェック（過去の結果との比較）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 →174 表/174 表 <input type="checkbox"/> 無	
関連統計との比較（民間データ等他のデータとの比較）	<input type="checkbox"/> 有 → 0 表 / 0 表 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

（注）「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母（右側）に、そのうちチェックを行っている集計表の数を分子（左側）に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

【集計段階におけるチェックのルール化】

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（表内検算、表間照合等）や内容（表間照合を実施する項目等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

- チェックの方法、内容ともに定めている
- チェックの方法のみ定めている
- 定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

【委託事業者の履行確認】

（委託事業者を經由して調査を実施している場合、以下にチェック）

- i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）（以下本項において「ガイドライン」という。）の実施状況

- ◆ 委託対象業務（ _____ ）

◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか（ガイドラインⅢ 1 ウ）

価格による競争入札方式

総合評価落札方式

その他の選定方法（ ）

◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無（ガイドラインⅢ 4 (2) ア）

→ 有 無

（「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）

定期的又は随時の報告の求め

委託事業者に対する監査

その他（ ）

◆ ガイドラインⅢ 4 (2) ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無

→ 有 無

（「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）

（共通）

調査票の誤送付等の状況

調査項目別の未記入及び不備の状況

調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況

照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）

督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）

収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

（調査員調査のみ）

調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制

調査員への指導状況

報告者への訪問状況

不在等の場合における再訪問の実施状況

◆ ガイドラインⅢ 4 (3)に掲げる事項を仕様書等において定めているか

→ 定めている 定めていない

↳（理由： ）

◆ ガイドラインⅢ 5 (1)に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。

→ している していない

↳（理由： ）

〔地方公共団体の履行確認〕

（地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック）

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → ■ 有 無

（「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）

■ 定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施

■ 現場に職員を派遣しての実施状況の把握

■ 業務の節目及び完了時の報告聴取

その他（ ）

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査員設置状況の把握の有無（名簿等の提出を受けている等）→ 有 無
- ◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック）
 - 研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
 - 指導員等の巡回による実施状況の把握
 - 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 - 業務の節目及び完了時の報告聴取
 - その他（ ）
- ◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入）

調査客体へのアンケート調査を定期的を実施。

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

◆ 基幹統計調査に関する情報の公開

総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査（統計精度検査）の標準検査（見える化状況検査）」（平成 29 年実施。平成 30 年 3 月フォローアップ）の評価事項に対する自己点検の結果

①標本設計		②調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2
3	3	2	2	2	2	3	3	1	1	1	1

※ 平成 30 年 3 月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告（ホームページ掲載の新旧を添付のこと）

ii) 業務マニュアル等の整備状況

- ◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無→ 有 無
 （「有」にチェックした場合）
 - 対象業務（全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等）
 （ 全般 ）
 - 内容を見直しているか
 - 定期的実施（実施時期 5年ごと（調査実施ごと） ）
 - 不定期実施（ ）
 - その他（ ）

④ プロセスごとの管理者の役割	
i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか	各プロセスにおいて、課における意思決定に際し、監督・助言を行う等、課の最終決定権者として関与。
ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか	企画及び公表において、部局における意思決定に際し、監督・助言を行う等、部局の最終決定権者として関与。その他のプロセスにおいても、適宜、情報提供を受け、意思決定等を行う。

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部(府省外)からの指摘													
i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況	<p>◆ 外部からの指摘の有無 → <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (「有」にチェックした場合) → 指摘を踏まえ、訂正した件数(過去5年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数</p>	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	件数	0	1	0	0	0
区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度								
件数	0	1	0	0	0								
ii) 外部からの指摘への対応ルール	<p>◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無 → <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。)</p> <p>「集計結果等の訂正に係る対応について」(平成25年12月19日統計局長決定)</p>												

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存				
i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限				
データの種類	有無	保管期限の定めの有無	保管期限 (「有」の場合)	期間満了後の措置
(1)-1 調査票情報 (記入済調査票)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input checked="" type="checkbox"/> 所定の期間(2年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 破棄
(1)-2 調査票情報 (調査票の内容を記録した電磁的記録媒体) ※母集団復元情報を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄

(1)-3 調査票情報 (その他)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(2) 調査関係書類	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input checked="" type="checkbox"/> 所定の期間(10年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 破棄
(3) 中間生成物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input checked="" type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 破棄
(4) ドキュメント	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(5) 行政記録情報	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(6) メタデータ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(7) 母集団復元情報 (上記に掲げるものを除く)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄

- ・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
- ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実段階（調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。）で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。
- ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
- ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
- ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
- ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。
- ・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容

◆対応ルールの有無 → 有 無

（「有」にチェックした場合）

上記ルール等の策定期間・内容（別途、現物を提出してください）

（ 「集計結果等の訂正に係る対応について」(平成25年12月19日統計局長決定) ）

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）

- SNA、QEの作成の際に利用されている
- その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名 消費者物価指数）
- 政策の立案・実施の根拠として用いられている
（政策等の名称 生活扶助基準の検討 公的年金給付額の検討 ）
- 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている
（手当等等の名称 ）
- 月例経済報告に利用されている
- その他（ 白書などにおける分析 経済学分野等における各種学術研究 ）

◆結果数値の利活用先の把握方法

（ 各府省や地方公共団体への照会、白書、新聞記事、HP情報等で把握。 ）

4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → ■有 □無

（「有」にチェックした場合、その実績〔過去1年間〕）

（ 総務省統計局内の研究会等 ）

（参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数（762件）

e-Statダウンロード件数（122,110件）

（活用度ランキングⅠ）

◆ 統計法に基づく調査票情報等の2次的利用の状況（平成29年度）（総務省において記載）

・調査票情報の2次的利用（ 34件）

※統計法32条に基づく行政機関等による2次利用、統計法33条に基づく調査票情報の提供

・オーダーメイド集計（ 1件）

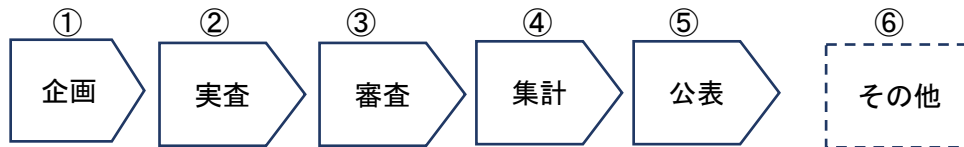
※統計法34条に基づき作成する統計の提供

・匿名データの提供（ 12件）

※統計法35条に基づき作成される匿名データの提供

② 担当職員数、職員の能力

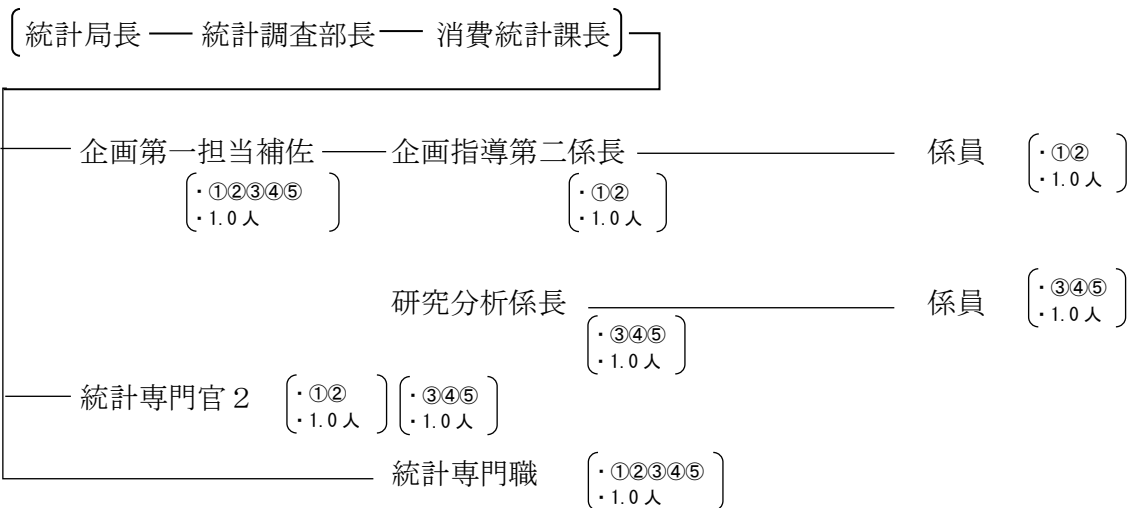
〔調査業務の流れ〕



〔調査担当部局課室・係〕 ※本府省のみ記載

※下図は住宅・土地統計を例にイメージ的に便宜整理したものであり、実際の業務割り振り等とは異なる。

上段：業務内容（①～⑥で実施業務をプロット）
下段：業務量按分



※再任用職員(時短含む)も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数が変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を按分した実員相当数	8人
従事する職員の数（実員）	8人
うち、	
統計業務経験 10年以上	5人
〃 5年以上10年未満	3人
〃 2年以上5年未満	0人
〃 2年未満	0人

期間業務職員の数 (0人)

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

- 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当（2人）
- 上記のいずれもなし（0人）

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行の審査・集計システムの概要〕

◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
<input checked="" type="checkbox"/> データのチェック・審査	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> (独)統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	①データのチェックを実施するサーバー実行型バッチシステムと、エラーデータの審査・訂正を行うためのクライアント・サーバーシステム（いずれも(独)統計センターのLANに構築した内製によるシステム) ②2013年4月～2015年8月 ③— ④クライアント：Windows7 サーバー：WindowsServer2012 ⑤VisualBasic.Net ⑥データベースとしてSQL Serverを使用。ソフトウェアライセンスの使用は無。
<input checked="" type="checkbox"/> 統計の作成・集計	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> (独)統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	①汎用統計集計システム（サーバー実行型バッチシステム）と集計結果を審査するためのExcel等のアプリケーションを利用したクライアントシステム。いずれも(独)統計センターのLANに構築した内製によるシステム ②2014年10月～2016年9月 ③— ④クライアント：Windows7 サーバー：WindowsServer2012 ⑤VisualBasic.Net ⑥データベースとしてSQL Serverを使用。ソフトウェアライセンスの使用は無。
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独)統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	

(注)「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期（いつから使用しているのか）、③（外部発注のシステムの場合）過去10年間で業者の変更あったか（同じ業者が継続的に業務を受注しているか）、④OSの種類（例：Windows10、UNIXなど）（サーバー側、クライアント側）、⑤ソースプログラムに使用している言語（COBOL、JAVAなど）の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料（調達時の仕様書等）がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。

◆ 当該システムを担当（開発、運用、外注管理等）している府省職員数（実員相当数）
 (22人)

◆ システム経費（ハード、ソフト）

開発経費（ ー 百万円） 年間運用経費（ ー 百万円）

〔調査変更時のシステム面での問題〕

◆ 調査事項の項目や選択肢など調査に変更があった場合に、システム面で特に問題になる事項は何か（該当するものすべてにチェック）

- 改修費用
- 改修に要する時間
- 改修内容（何を直すべきかが分からない、など）

上記以外で、現にシステムを利用・運用していて不都合を感じる点について記載

[]

④ オンライン調査の実施状況

◆ オンライン調査の導入状況

■ 導入済（導入時期：平成 21 年)

・ 利用システム

■ 政府共同利用システム

独自システム(各省、受託業者等)

電子メール

その他 ()

・ オンライン回答率 (オンライン回答者/調査対象者×100) (5.5 %)

→ 5%未満の場合、利用が少ない理由 ()

→ 50%以上 (世帯調査は 30%以上) の場合、利用が多い理由 ()

導入予定 (導入予定時期：)

導入予定なし→年間総対象数 1 万以上の統計については、導入しない理由 ()

5 過去5年間（平成26年1月～30年12月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供					
<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → (具体内容) ◆過去5年間の公表件数： 2件 ◆直近から遡って5事例を記載 (注) 公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。					
公表時期	H27. 10. 5	H28. 2. 18			
事案概要（内容/時期/影響）	データベース地域編第12表に影響	世帯分布に関する結果：第9表、第36表、特定世帯及び高齢者世帯に関する結果：第25表、第27表及び第92表に影響			
事案発見の端緒（発見した者/発見日時）	都道府県調査担当者 H27. 9	独立行政法人統計センター H28. 1			
原因	関係課間の連携不足による結果表の確認漏れ	調査票の選択肢変更に伴う記入誤りの発生			
対応（結果数値の訂正、事案の公表等）	結果数値の訂正	結果数値の訂正			
再発防止に向け採った措置	情報共有・連絡の徹底	調査票の改善			

集計結果等の訂正に係る対応について

1 対応の基本方針

- (1) 報道発表（記者レク、資料配布）した公表資料に掲載されている集計結果等を訂正する場合、軽微なものを除き、原則として、報道発表（資料配布）するとともに、統計局HPに報道資料を掲載する。
- (2) 集計結果等の訂正であって、報道発表しないものについては、統計局HPに正誤情報を掲載する。

2 対応の手順

- (1) 関係課への報告（第一報）
集計結果等の訂正が必要な場合、担当課室は、調査企画課（総括係）及び統計情報システム課（調整係）に報告（第一報）する。
- (2) 対応の手続
集計結果等の訂正の扱いについて、担当課室は、統計調査部長に説明し、了解を得る。
ア 統計調査部長への説明の結果、上記「1－（1）」の対応をとることとなった場合
 - ① 担当課室は、速やかに統計局長及び総務課長に説明し、了解を得た後、報道発表手続をとる。
 - ② 担当課室は、統計情報システム課に対し、統計局HP、e-Stat、報告書及び提供用データの訂正のための手続をとる。イ 統計調査部長への説明の結果、上記「1－（2）」の対応をとることとなった場合
担当課室は、統計情報システム課に対し、統計局HP、e-Stat、報告書及び提供用データの訂正のための手続をとる。
調査企画課は、毎年4月に前年度の状況について統計局長及び総務課長に報告する。

3 訂正情報の記録

調査企画課は、集計結果等の訂正の事例の取りまとめを行う。

- (1) 調査企画課は、統計局共通のフォルダ内にデータベースを作成する（様式については別紙を参照）。
- (2) 担当課室は、訂正の内容、要因等について記入する。



総務省統計局

Statistics Japan

[採用情報](#)[リンク集](#)[ご意見・お問合せ](#)[サイトマップ](#)[文字サイズ等の変更](#)[English](#)

検索

[ホーム](#) [実施中の調査](#) [統計データ](#) [よくある質問](#) [統計研究研修](#) [広報・募集](#) [組織紹介](#)[ホーム](#) > [統計データ](#) > [平成26年全国消費実態調査](#) > 平成26年全国消費実態調査 正誤情報

正誤情報

平成26年全国消費実態調査

平成28年2月18日 二人以上の世帯について、「宅地の面積階級」に誤りがあったため、統計表を修正しました。

《該当する統計表》

- [世帯分布に関する結果：第9表、第36表](#)  [正誤表（エクセル：183KB）](#)
- [特定世帯及び高齢者世帯に関する結果：第25表、第27表及び第92表](#)  [正誤表（エクセル：368KB）](#)

平成27年10月5日 単身世帯の家計収支に関する結果のDB（地域編第12表）を修正しました。

- [正誤表（エクセル：52KB）](#)



〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号 電話 03-5273-2020（代表）
©1996 総務省（法人番号2000012020001）統計局

[所在地・交通案内](#)[サイトの利用について](#)

「男(30歳未満)」と「女」の数値が入れ替わっていました。具体的には、以下のとおりです。

正

統計名：平成26年全国消費実態調査 全国 家計収支に関する結果 単身世帯
 表番号：12
 表題：[単身世帯]地域編第12表 男女、地域別1世帯当たり1か月間の収入と支出
 実施年月：2014年
 市区町村時点(年月日)：
 表章項目：3 金額
 世帯区分_2014：7003 単身世帯
 時間軸(年次)：201400000 2014年
 平均

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	4,561	584	184	63
世帯数分布(抽出率調整)	16,147,631	2,005,712	787,147	210,142
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	8.5	5.8	11	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	18.3	16.9	21.1	12.1

男

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	1,401	159	53	30
世帯数分布(抽出率調整)	7,521,131	807,394	281,165	127,833
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	12.4	6.6	16	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	24.6	22.7	40.7	15.5

男(30歳未満)

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	112	20	***	***
世帯数分布(抽出率調整)	1,122,828	100,872	***	***
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	6.8	-	***	***
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	26.2	26.4	***	***

女

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	3,160	425	131	33
世帯数分布(抽出率調整)	8,626,500	1,198,317	505,983	82,309
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	5.1	5.3	8.2	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	12.7	13.2	9.9	6.6

女(30歳未満)

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	89	12	***	***
世帯数分布(抽出率調整)	608,839	83,067	***	***
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	1.6	-	***	***
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	18.9	28.3	***	***

誤

統計名：平成26年全国消費実態調査 全国 家計収支に関する結果 単身世帯
 表番号：12
 表題：[単身世帯]地域編第12表 男女、地域別1世帯当たり1か月間の収入と支出
 実施年月：2014年
 市区町村時点(年月日)：
 表章項目：3 金額
 世帯区分_2014：7003 単身世帯
 時間軸(年次)：201400000 2014年
 平均

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	4,561	584	184	63
世帯数分布(抽出率調整)	16,147,631	2,005,712	787,147	210,142
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	8.5	5.8	11	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	18.3	16.9	21.1	12.1

男

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	1,401	159	53	30
世帯数分布(抽出率調整)	7,521,131	807,394	281,165	127,833
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	12.4	6.6	16	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	24.6	22.7	40.7	15.5

男(30歳未満)

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	3,160	425	***	***
世帯数分布(抽出率調整)	8,626,500	1,198,317	***	***
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	5.1	5.3	***	***
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	12.7	13.2	***	***

女

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	112	20	131	33
世帯数分布(抽出率調整)	1,122,828	100,872	505,983	82,309
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	6.8	-	8.2	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	26.2	26.4	9.9	6.6

女(30歳未満)

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	89	12	***	***
世帯数分布(抽出率調整)	608,839	83,067	***	***
：	：	：	：	：
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	1.6	-	***	***
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	18.9	28.3	***	***

正

誤

統計名：平成26年全国消費実態調査 全国 家計収支に関する結果 単身世帯
 表番号：12
 表題：[単身世帯]地域編第12表 男女、地域別1世帯当たり1か月間の収入と支出
 実施年月：2014年
 市区町村時点(年月日)：
 表章項目：3 金額
 世帯区分_2014：7004 単身世帯のうち勤労者世帯
 時間軸(年次)：201400000 2014年
 平均

統計名：平成26年全国消費実態調査 全国 家計収支に関する結果 単身世帯
 表番号：12
 表題：[単身世帯]地域編第12表 男女、地域別1世帯当たり1か月間の収入と支出
 実施年月：2014年
 市区町村時点(年月日)：
 表章項目：3 金額
 世帯区分_2014：7004 単身世帯のうち勤労者世帯
 時間軸(年次)：201400000 2014年
 平均

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	1,440	195	52	27
世帯数分布(抽出率調整)	7,439,794	809,715	322,149	109,879
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	14.6	10.4	21.9	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	28.9	31.1	41.3	23.5

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	1,440	195	52	27
世帯数分布(抽出率調整)	7,439,794	809,715	322,149	109,879
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	14.6	10.4	21.9	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	28.9	31.1	41.3	23.5

男

男

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	638	73	21	18
世帯数分布(抽出率調整)	4,348,313	419,284	159,544	82,915
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	17.4	7.3	21.8	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	32.5	30.7	55.7	23.9

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	638	73	21	18
世帯数分布(抽出率調整)	4,348,313	419,284	159,544	82,915
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	17.4	7.3	21.8	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	32.5	30.7	55.7	23.9

男(30歳未満)

男(30歳未満)

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	111	20	***	***
世帯数分布(抽出率調整)	1,113,199	100,872	***	***
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	6.9	-	***	***
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	25.7	26.4	***	***

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	803	122	***	***
世帯数分布(抽出率調整)	3,091,481	390,431	***	***
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	10.6	13.8	***	***
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	24	31.5	***	***

女

女

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	803	122	31	10
世帯数分布(抽出率調整)	3,091,481	390,431	162,605	26,964
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	10.6	13.8	22	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	24	31.5	27.1	22

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	111	20	31	10
世帯数分布(抽出率調整)	1,113,199	100,872	162,605	26,964
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	6.9	-	22	-
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	25.7	26.4	27.1	22

女(30歳未満)

女(30歳未満)

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	83	11	***	***
世帯数分布(抽出率調整)	573,684	76,490	***	***
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	1.7	-	***	***
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	20.1	31	***	***

集計世帯数	全国	九州・沖縄地方	北海道	沖縄県
	83	11	***	***
世帯数分布(抽出率調整)	573,684	76,490	***	***
:				
負債保有率のうち住宅・土地のための負債(%)	1.7	-	***	***
負債保有率(再掲)20万円以上の負債(%)	20.1	31	***	***

平成26年全国消費実態調査 世帯分布に関する結果

(抜粋)

(正誤表)
第9表 貯蓄現在高階級・負債現在高階級・宅地の面積階級別世帯分布（二人以上の世帯）

世帯階級	総数	貯蓄現在高階級 (万円)											Amount group of savings (in ten thousand yen)
		150未満	300	450	600	750	900	1200	1500	2000	3000	4000以上	
持家 現住 1000㎡以上	82,499	6,583	5,965	6,411	5,468	4,950	4,241	7,200	5,359	6,789	8,564	4,957	8,628
持家 現住 1000㎡以上	78,565	6,140	5,632	6,049	5,192	4,691	4,067	6,869	5,142	6,527	8,339	4,794	8,402
持家 現住 500㎡以上	17,184	1,446	1,357	1,409	1,106	1,101	960	1,441	1,261	1,261	1,781	884	1,573
持家 現住 500㎡以上	26,024	2,238	1,969	2,152	1,899	1,653	1,332	2,282	1,516	2,208	2,602	1,450	2,342
持家 現住 300㎡以上	15,619	1,159	1,056	1,240	1,002	832	812	1,428	1,064	1,363	1,742	983	1,713
持家 現住 300㎡以上	11,435	819	823	777	712	706	583	1,031	737	923	1,204	851	1,374
持家 現住 1000㎡以上	6,301	359	341	356	369	282	305	496	428	592	780	481	1,038
持家 現住 1000㎡以上	2,001	119	86	114	103	117	74	190	135	179	231	145	362
持家 現住 1000㎡以上	8,796	345	330	343	419	377	301	638	551	873	1,194	837	1,949
借家 現住 1000㎡以上	1,026	43	45	57	68	81	53	82	58	84	109	79	198
借家 現住 1000㎡以上	3,591	172	150	139	138	148	147	281	242	394	494	367	688
借家 現住 500㎡以上	1,763	63	67	65	112	83	43	110	133	164	268	133	389
借家 現住 500㎡以上	1,391	48	42	40	57	40	40	94	74	140	190	146	355
借家 現住 1000㎡以上	1,026	18	26	42	44	26	18	71	44	91	134	111	319
借家 現住 1000㎡以上	69,769	5,795	5,303	5,705	4,773	4,314	3,766	6,230	4,591	5,654	7,145	3,957	6,453
借家 現住 1000㎡以上	3,934	443	333	362	276	260	174	331	217	262	224	162	226
借家 現住 1000㎡以上	1,979	192	197	179	166	145	113	200	122	142	125	79	91
借家 現住 1000㎡以上	1,236	156	92	114	81	75	27	86	54	80	65	40	88
借家 現住 300㎡以上	436	66	23	44	19	20	22	29	15	21	20	24	23
借家 現住 300㎡以上	203	22	18	18	10	18	3	14	16	14	6	11	21
借家 現住 500㎡以上	80	7	3	7	0	1	9	3	10	5	8	8	4
借家 現住 500㎡以上	284	17	9	15	8	9	12	7	16	26	15	38	78
借家 現住 3650㎡以上	3,650	426	324	347	269	251	162	323	201	236	209	124	148
借家 現住 72,013	72,013	5,786	5,291	5,687	4,837	4,273	3,714	6,281	4,645	5,941	7,367	4,299	7,434
借家 現住 69,668	69,668	5,522	5,096	5,477	4,690	4,122	3,622	6,128	4,520	5,791	7,268	4,207	7,301
借家 現住 9,285	9,285	893	872	908	655	622	542	772	679	611	830	392	630
借家 現住 25,207	25,207	2,191	1,926	2,092	1,856	1,587	1,311	2,216	1,480	2,137	2,492	1,379	2,208
借家 現住 15,551	15,551	1,156	1,054	1,231	998	831	810	1,423	1,063	1,356	1,736	982	1,699
借家 現住 11,374	11,374	808	819	775	711	690	581	1,030	737	918	1,201	846	1,369
借家 現住 6,273	6,273	355	339	356	369	278	305	496	425	592	780	468	1,038
借家 現住 1,978	1,978	119	86	114	101	115	71	190	135	177	229	140	356

		負債現在高階級 (万円) Amount group of liabilities (in ten thousand yen)												
負債なし の世帯	負債あり の世帯	50未満	50	100	200	300	500	700	1000	1500	2000以上			
		うち20 未満	under	～100	～200	～300	～500	～700	～1000	～1500	～2000	and over		
(a)	(b)	under	under											
43,244	34,437	3,123	1,815	1,661	2,298	1,622	2,490	2,099	2,936	4,666	4,074	9,467		
42,075	32,199	3,016	1,750	1,614	2,210	1,564	2,369	1,980	2,752	4,289	3,723	8,683		
8,443	7,662	544	354	297	396	334	492	449	648	1,196	998	2,305		
13,125	11,420	1,039	593	477	722	448	756	657	928	1,506	1,399	3,489		
8,610	6,224	632	340	320	439	319	440	401	536	808	807	1,522		
6,727	4,173	451	255	312	361	256	391	268	429	500	374	831		
3,900	2,090	289	174	164	209	163	219	169	145	219	122	391		
1,271	631	61	35	43	83	44	70	35	68	59	23	146		
5,508	2,851	344	214	170	210	170	229	185	216	359	252	718		
639	339	32	18	20	33	15	23	29	21	73	25	67		
2,309	1,114	164	106	62	97	65	97	70	91	141	114	211		
1,154	534	63	34	38	39	41	47	34	41	51	59	122		
814	492	61	38	34	27	38	33	34	31	56	29	148		
593	373	24	17	16	14	10	28	17	31	38	26	170		
36,567	29,348	2,672	1,536	1,444	2,001	1,394	2,140	1,795	2,537	3,929	3,471	7,965		
1,168	2,238	107	65	47	88	58	122	119	184	378	351	785		
559	1,266	27	15	26	44	36	62	69	116	239	222	424		
370	622	57	42	7	27	12	41	28	43	80	79	247		
130	217	11	4	9	10	5	9	14	16	36	25	81		
77	97	9	2	2	3	5	5	8	3	16	16	30		
33	37	2	2	2	4	0	5	-	6	6	9	3		
154	102	5	5	1	17	1	15	7	14	13	8	20		
1,014	2,136	102	60	46	71	57	106	112	170	364	343	764		
38,512	29,327	2,789	1,593	1,460	2,108	1,429	2,203	1,813	2,453	3,697	3,302	8,074		
37,723	28,217	2,718	1,550	1,437	2,040	1,408	2,141	1,760	2,373	3,543	3,137	7,661		
4,600	4,107	269	169	138	259	198	303	239	298	522	478	1,404		
12,692	11,080	1,016	578	468	692	432	724	651	901	1,445	1,351	3,401		
8,590	6,187	632	340	319	437	316	440	400	534	808	789	1,510		
6,708	4,137	451	255	306	360	256	390	266	429	492	374	814		
3,880	2,081	289	174	163	209	163	217	169	145	219	122	385		
1,254	625	61	35	43	83	44	67	35	66	57	23	146		

宅地の面積階級	総数	貯蓄現在高階級(万円) Amount group of savings (in ten thousand yen)											
		150未満	150	300	450	600	750	900	1200	1500	2000	3000	4000以上
		under	~300	~450	~600	~750	~900	~1200	~1500	~2000	~3000	~4000	and over
持	82,499	6,583	5,965	6,411	5,468	4,950	4,241	7,200	5,359	6,789	8,564	4,957	8,628
現	71,218	5,053	4,632	5,082	4,528	4,130	3,695	6,220	4,731	6,177	7,949	4,599	8,187
現	15,908	1,223	1,145	1,247	1,002	992	920	1,344	1,201	1,203	1,719	862	1,558
住	22,582	1,735	1,495	1,696	1,579	1,382	1,146	1,959	1,341	2,037	2,448	1,367	2,253
住	13,999	905	867	1,002	841	722	721	1,297	964	1,299	1,623	942	1,663
300	10,677	739	720	693	649	645	545	956	688	889	1,160	821	1,329
500	6,077	333	322	333	353	272	291	478	407	574	768	464	1,024
1000	1,975	118	83	111	103	117	73	185	132	175	230	144	360
(再掲)現住居以外の宅地面積階級	8,410	317	287	314	387	350	295	590	527	854	1,148	808	1,912
(再掲)現住居以外の宅地面積階級	967	41	29	54	62	66	51	79	58	84	100	79	194
100	3,422	155	137	123	128	144	144	254	230	383	474	357	675
300	1,680	56	60	59	104	77	43	99	126	161	256	128	380
500	1,338	46	37	36	55	37	38	88	69	139	187	132	349
1000	1,003	18	24	42	38	25	18	71	44	86	130	111	314
(再掲)現住居以外の宅地面積階級	62,808	4,737	4,345	4,768	4,141	3,780	3,400	5,630	4,204	5,322	6,801	3,791	6,275
(再掲)現住居以外の宅地面積階級	11,281	1,529	1,333	1,329	940	821	545	979	628	612	615	358	441
借	3,255	415	409	340	269	254	153	297	182	200	186	101	107
現	4,678	659	567	570	401	346	214	408	229	251	219	123	176
住	2,056	319	212	282	181	130	113	160	116	86	139	65	74
300	961	102	120	102	73	80	41	89	65	48	49	40	66
500	330	35	25	34	16	12	25	25	35	27	21	27	19
1000	670	45	51	45	40	36	18	55	40	45	61	67	115
(再掲)現住居以外の宅地面積階級	10,611	1,484	1,282	1,284	900	784	527	924	588	567	554	290	326
(再掲)現住居以外の宅地面積階級	72,013	5,786	5,291	5,687	4,837	4,273	3,714	6,281	4,645	5,941	7,367	4,299	7,434
(再掲)現住居以外の宅地面積階級	62,321	4,435	4,096	4,510	4,026	3,561	3,251	5,479	4,109	5,441	6,877	4,012	7,086
借	8,009	670	660	747	552	513	502	675	618	553	768	371	615
現	21,784	1,688	1,452	1,637	1,536	1,316	1,125	1,893	1,305	1,967	2,338	1,296	2,119
住	13,931	903	865	992	837	721	720	1,293	962	1,291	1,617	941	1,648
300	10,616	728	717	691	647	629	543	954	688	884	1,158	816	1,325
500	6,049	329	320	333	353	268	291	478	404	574	768	451	1,024
1000	1,951	118	83	111	101	115	70	185	132	173	227	138	355

負債現在高階級 (万円) Amount group of liabilities (in ten thousand yen)

負債なし の世帯 (a)	負債あり の世帯 (b)	Amount group of liabilities (in ten thousand yen)												
		50未満 うち20 未満 under	50 ~100	100 ~200	200 ~300	300 ~500	500 ~700	700 ~1000	1000 ~1500	1500 ~2000	2000以上 and over			
43,244	34,437	3,123	1,815	1,661	2,298	1,622	2,490	2,099	2,936	4,666	4,074	9,467		
40,408	26,687	2,860	1,664	1,513	2,034	1,439	2,109	1,688	2,322	3,513	2,843	6,365		
8,139	6,736	519	337	282	370	315	439	408	577	1,067	871	1,887		
12,473	8,710	961	548	445	641	385	641	519	729	1,136	939	2,315		
8,258	4,979	599	326	299	407	292	384	315	429	640	586	1,027		
6,468	3,687	437	249	291	338	243	365	248	392	419	314	640		
3,811	1,958	284	169	155	198	159	212	163	129	191	113	354		
1,258	617	60	35	42	81	44	68	35	66	59	20	142		
5,361	2,616	330	203	159	195	159	220	162	196	322	214	659		
624	295	32	18	16	31	13	23	29	20	55	21	55		
2,254	1,001	154	96	56	89	61	97	53	83	130	95	182		
1,121	486	61	34	38	39	39	42	30	35	44	45	113		
782	473	61	38	34	24	35	32	33	29	55	28	142		
580	362	23	16	16	12	10	26	17	30	38	26	166		
35,047	24,071	2,529	1,461	1,354	1,839	1,281	1,889	1,527	2,126	3,191	2,629	5,707		
2,836	7,750	263	151	148	264	183	381	410	614	1,154	1,231	3,102		
863	2,192	53	32	42	70	55	115	110	186	368	349	842		
1,022	3,332	135	88	40	108	75	156	166	241	450	539	1,422		
482	1,462	44	18	30	42	32	65	100	123	204	246	576		
336	582	23	8	24	26	18	31	28	39	97	76	220		
133	182	8	6	12	17	4	14	5	23	34	21	43		
301	337	18	16	12	31	12	24	30	34	50	46	80		
2,535	7,412	245	135	136	233	170	357	381	580	1,103	1,185	3,022		
38,512	29,327	2,789	1,593	1,460	2,108	1,429	2,203	1,813	2,453	3,697	3,302	8,074		
36,055	22,705	2,562	1,464	1,336	1,864	1,284	1,881	1,469	1,943	2,767	2,256	5,343		
4,297	3,181	244	152	122	232	179	249	198	228	393	351	986		
12,040	8,370	938	533	435	611	369	609	512	702	1,075	891	2,226		
8,238	4,941	599	326	298	406	289	384	314	427	640	568	1,016		
6,448	3,652	437	249	285	337	243	363	246	392	411	314	624		
3,791	1,950	284	169	154	198	159	210	163	129	191	113	349		
1,241	611	60	35	42	81	44	66	35	65	57	20	142		